

公 営 企 業 経 営 健 全 化 計 画

岐 阜 県 郡 上 市

平成19年10月30日

公営企業経営健全化計画

1 計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成19年度	平成28年度

団体名	郡上市
会計名	簡易水道事業特別会計
実施事業名	簡易水道事業

2 経営健全化の基本方針

水道を取り巻く経営環境は大きく変化している。少子高齢化の進展、人口の減少により水道使用料金収入の大きな伸びを見込むことは難しくなっている。
 また、郡上市は県内でも有数の施設数を抱え、多額な維持管理経費を要している。
 このような厳しい経営環境の中にあっても、水道水の安定的な供給が出来るよう健全経営のための合理化推進の一層の取組みを行うものとする。

○ 事業運営の目標

- 1 計画的・効率的な経営を通じて経営基盤の強化を図る。
- 2 施設の適切な統合・改築・耐震化を推進し、給水の安全性と安定性を確保する。
- 3 民間手法の導入やアウトソーシングなど、今後の需要動向を的確に反映した事業展開や、適切な運営形態の検討など、変化に対応した事業推進を行う。

3 収支計画

様式第1号（又は様式第2号）のとおり

（注）公営企業経営健全化計画は、地方財政法第6条又は地方公営企業法第17条の規定により現に設置している特別会計を単位として策定するものであり、二以上の事業を通じて一の特別会計を設置している場合、この項における収支計画は、通常の収支計画の策定単位ではなく、当該特別会計を単位として作成の上、事業単位の内訳を添付すること。

4 料金(使用料)算定の考え方

平成16年の合併により誕生した郡上市においては、水道料金の統一がなされていない。合併協議においては、平成21年度に料金統一を行うことと決議されており、それに向けて5年間で段階的に調整を実施している。

統一料金 120円/㎡

6 経営改善のために従来行った措置

① 経営改革の推進

○ 検針業務及び補助管理業務の民間委託実施	平成16年度末
○ 水道部を新設し、組織強化を図った。	平成16年度
○ 料金の滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努めた。（滞納整理要綱の制定）	平成17年度から
○ 水道部の組織を地域振興事務所方式から本庁方式に移行した。	平成19年度

7 経営改善のための具体的計画

※各項目ごとに取組時期、内容、効果額等を明記するとともに、数値目標の設定が可能なものについては各年度における数値目標を明記すること。

(1) 増収対策

①料金に関する事項（料金改定等）

- 料金滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努める。
- 平成21年度までに市内統一料金とする。

②その他（附帯事業、資産の有効活用等）

(2) 経費削減

①人件費に関する事項

- 郡上市集中改革プランに基づき、平成21年度までに10.5%の削減を行う。

②その他（施設の省力化、資本投下の抑制等）

- 現在、水道事業の統合計画を作成中であり、維持管理業務の省力化、施設の有効利用を図りたい。

(3) その他

①サービス向上に関する事項

- 平成19年度より維持管理部門を本庁に統合を行った。このことにより、より高度の技術による給水体制がとれる。

②民間的経営手法等の導入に関する事項 （アウトソーシング、業務の見直し（民間譲渡等））

- 平成20年度には、現在は職員が行っている水道施設の維持管理について民間委託を行いたい。

③他会計からの支援に関する事項

- 収益的収支部門においては、極力基準内繰入に止め、建設改良費についての支援を求める。

④その他

公営企業経営健全化計画

1 計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成19年度	平成28年度

団体名	郡上市
会計名	下水道事業特別会計
実施事業名	公共下水道事業
	特定環境保全公共下水道事業
	農業集落排水事業
	特定地域生活排水処理事業
	小規模集合排水処理事業

2 経営健全化の基本方針

<p>○ 下水道事業の経営の安定化のためには、歳入面においては事業収入の確保を図り、歳出面においては維持管理運営の効率化・建設投資の適切な実施によりコスト縮減に努めることにより一般会計からの繰入金を縮小する。</p> <p>1 事業収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化の促進 地元説明会・広報・町民祭等により住民に対し加入促進の啓発を行い、使用料金による収入の増加を図る。 ・ 下水道使用料の未納者に対する徴収強化 料金滞納者には督促状・催告書の発送及び戸別訪問により未収金の回収に努める。 ・ 使用料金の適正化 下水道使用料金の見直しを行い、使用料金にて汚水管理費のうち維持管理費に係る部分の回収ができるよう改定を早期に検討する。 <p>2 維持管理運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理業務の適正化 市組織改革による集中管理（維持管理部門の本庁統一）により、修繕費等の経費の抑制及び汚泥処理費の削減を図る。 ・ 業務委託内容の見直しによるコスト縮減 維持管理委託業務については民間委託を行っているが、業務委託内容の見直しをおこない業務の効率化・コスト縮減を図る。 <p>3 建設投資の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設コストの縮減 設計基準の見直し等を行いコスト縮減による事業費の削減を図る。

4 料金(使用料)算定の考え方

- 郡上市の下水道使用料金体制については、平成16年3月の町村合併協議において『当分の間は現行のままとする』とされ、旧町村ごとの料金体制のままとなっているが、経営の安定化の観点から早期に下水道料金の統一(改定)をする必要がある。
1. 料金改定の問題点
 - ・ 現行の料金体制は、6,400~10,000円(一般家庭で2ヶ月/60m³)と地域間(旧町村)の料金格差は大きく、料金徴収方法においても従量制と人員制の違いがあり、どの規準に統一するかが問題となる。
 2. 料金の算定(改定)
 - ・ 下水道料金の改定にあたっては、使用料で回収すべき汚水処理経費について、維持管理費に係る部分の回収ができるよう料金設定を図る必要がある。
 - ・ 現状では使用料金で維持管理費が賄えていないが、今後水洗化を促進したとしても将来的にも維持管理費に係る部分の回収は困難である。
 3. 料金改定の時期
 - ・ 早期に料金の改定を行う必要があり、今年度より検討を実施する。
 - ・ 料金改定にあたっては市民・議会等の理解が必要であり、早くても平成21年度以降の改定を予定している。

6 経営改善のために従来行った措置

- ① 経営改革の推進
- ・ 検針業務の民間委託実施 (平成16年度末)
 - ・ 水道部を新設し、組織強化を図った。 (平成16年度から)
 - ・ 料金の滞納者には上水道の給水停止などの措置を講ずる等の未収金の回収に努めた。 (平成17年度から)
 - (滞納整理要綱の制定)
 - ・ 料金徴収期を毎月から隔月徴収に変更する。 (平成18年度から)
 - ・ 水道部の維持管理体制を地域振興事務所方式から本庁一括方式に移行し、経営基盤の強化を図った。 (平成19年度から)
 - ・ 水道部に水道会計課を新設し料金収入の増を図る。 (平成19年度から)

7 経営改善のための具体的計画

※各項目ごとに取組時期、内容、効果額等を明記するとともに、数値目標の設定が可能なものについては各年度における数値目標を明記すること。

(1) 増収対策

①料金に関する事項（料金改定等）

- ・平成16年の合併により誕生した郡上市においては、下水道料金の統一がなされていない。町村合併協議においては、『当分の間は現状のままとする』とされているが、経営の安定化の観点から早期に下水道料金の統一（見直し）を行う必要があり今年度から検討を実施する。また下水道料金の改定にあたっては、使用料金で回収すべき汚水処理経費について、維持管理費に係る部分の回収ができるよう料金改定を図る。
- ・料金滞納者には督促状・催告書の発送及び戸別訪問により、未収金の回収に努める。
- ・地元説明会・広報・町民祭等により住民に対し加入促進の啓発を行い、使用料金による収入の増加を図る。

②その他（附帯事業、資産の有効活用等）

(2) 経費削減

①人件費に関する事項

- ・郡上市集中改革プランに基づき、平成21年度までに10.5%の削減を行い人件費の削減を図る。そのため下水道事業としては5.5%の人員削減を目標とする。

②その他（施設の省力化、資本投下の抑制等）

- ・維持管理の適正化、維持管理業務委託内容の見直しによるコスト削減を図る。
- ・設計基準の見直し等を行いコスト削減による建設事業費の削減を図る。

(3) その他

①サービス向上に関する事項

- ・平成19年度より維持管理部門を本庁統合とし、より高度の技術による管理体制をとることにより、サービス向上となる。

②民間的経営手法等の導入に関する事項

（アウトソーシング、業務の見直し（民間譲渡等））

- ・維持管理については民間委託を行っているが、業務委託内容の見直しを行い業務の効率化・コスト削減を図る。

③他会計からの支援に関する事項

- ・収益的収支部門においては、極力基準内繰入に止め、建設改良費についての支援を求める。

④その他

公営企業経営健全化計画

団体名	郡上市
事業名	水道事業

1 計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成19年度	平成28年度

2 経営健全化の基本方針

<ol style="list-style-type: none"> 1 計画的・効率的な経営を通じて経営基盤の強化を図る。 2 民間手法の導入やアウトソーシングなど、今後の需要動向を的確に反映した事業展開や、適切な運営形態の検討など、また下水道の供用開始に伴う生活用水の需要の増加も見込まれるため、変化に対応した事業推進を行なう。 3 八幡地域においては、新しい水源（第4水源）を確保し、安定した水源とすることが大きな課題である。 4 白鳥地域においては、水道利用率が77%と低いため利用を促進し経営の安定を図る

3 収支計画

様式第1号（又は様式第2号）のとおり

（注）公営企業経営健全化計画における収支計画は、公営企業経営健全化計画策定単位で作成し、内訳として、起債申請を行う事業について収支計画策定単位の収支計画を作成すること。

4 料金(使用料)算定の考え方

<p>平成16年の合併により誕生した郡上市においては、水道料金の統一がなされていない。合併協議においては、平成21年度に料金統一を行うことと決議されており、それに向けて5年間で段階的に調整を実施している。</p> <p style="text-align: center;">統一料金 120円／m³</p>
--

6 経営改善のために従来行った措置

<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営改革の推進 ○ 検針業務及び補助管理業務の民間委託実施 ○ 水道部を新設し、組織強化を図った。 ○ 料金の滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努めた。（滞納整理要綱の制定） ○ 水道部の組織を地域振興事務所方式から本庁方式に移行した。 	<p>平成16年度末</p> <p>平成16年度</p> <p>平成17年度から</p> <p>平成19年度</p>
---	--

7 経営改善のための具体的計画

※各項目ごとに取組時期、内容、効果額等を明記するとともに、数値目標の設定が可能なものについては各年度における数値目標を明記すること。

(1) 増収対策

①料金に関する事項（料金改定等）

- 料金滞納者には給水停止などの措置を講ずるなど、未収金の回収に努める。
- 平成21年度までに市内統一料金とする。

②その他（附帯事業、資産の有効活用等）

(2) 経費削減

①人件費に関する事項

- 郡上市集中改革プランに基づき、平成21年度までに10.5%の削減を行う。

②その他（施設の省力化、資本投下の抑制等）

(3) その他

①サービス向上に関する事項

- 平成19年度より維持管理部門を本庁に統合を行った。このことにより、より高度の技術による給水体制がとれる。

②民間的経営手法等の導入に関する事項 （アウトソーシング、業務の見直し（民間譲渡等））

- 平成20年度には、現在は職員が行っている水道施設の維持管理について民間委託を行いたい。

③他会計からの支援に関する事項

- 収益的収支部門においては、極力基準内繰入に止め、建設改良費についての支援を求める。

④その他

公営企業経営健全化計画

1 計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成19年度	平成28年度

団体名	郡上市
会計名	郡上病院事業等会計
実施事業名	郡上市市民病院
	郡上国保白鳥病院

2 経営健全化の基本方針

<p>※形式自由</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営健全化に対する各団体の考え方を明らかにすること。 各団体が本計画による取組の重点措置を明記し、当該措置により達成すべき定量的な目標値を明らかにすること。 許可団体が経営する公営企業において本計画を策定する場合、以下の例を参考にする。 <ul style="list-style-type: none"> 一般会計から基準外繰入や長期借入金を受けている場合、それらの解消に向けた考え方 一般会計から基準外繰入等がない場合、今後とも基準外繰入等が発生しない旨の説明、今後の経営方針 <p>郡上市市民病院は、新病院建設費用に対する繰入金は、いかに基準内といえども高額であり、単年度でこれを受けることは、一般会計にとって大きな財政負担となるため、現在は、企業債元利金の償還に関して基準を超過した繰入を受けることでこれを相殺している。また他の基準内繰入を受けていない。また郡上市国保白鳥病院においても、実繰入額が、基準額の総額を超過しないようにしている。今後もこれを継続し、平成23年度より郡上市市民病院における、新築事業にかかる企業債の元金の償還が開始され、ますます負担が大きくなっていくが、医師の確保を行い、収益増を図り、基準外の繰入を企業債の償還金分にとどめるよう努める。</p>
--

3 収支計画

様式第1号（又は様式第2号）のとおり

(注) 公営企業経営健全化計画は、地方財政法第6条又は地方公営企業法第17条の規定により現に設置している特別会計を単位として策定するものであり、二以上の事業を通じて一の特別会計を設置している場合、この項における収支計画は、通常の収支計画の策定単位ではなく、当該特別会計を単位として作成の上、事業単位の内訳を添付すること。

6 経営改善のために従来行った措置

<p>※形式自由</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施年度を明記すること。 改善額を定量的に示すことができるものは数値を用いて明らかにすること。 改善額を定量的に示すことができないものについては、その実施内容について詳細に明らかにすること。 <p>郡上市市民病院 平成17年度後半よりの積極的な入院患者受け入れ、院外処方開始による薬品購入コスト削減により、医業収益において、平成16年度と比較し、140,546千円の収益増となった。又、平成18年度5月に郡上の僻地医療の拠点病院としての機能充実のため、新築移転を行った。</p> <p>郡上市国保白鳥病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診事業の強化により収入増に取り組む 給食業務の外部委託開始(H14～H17)約300万の減額 H18に給食業者の再入札により約250万円の委託費減少 H16年度より4条予算の一部凍結により支出削減 H16 1,655千円 H17 24,000千円 H18 16,000千円

7 経営改善のための具体的計画

※各項目ごとに取組時期、内容、効果額等を明記するとともに、数値目標の設定が可能なものについては各年度における数値目標を明記すること。

(1) 増収対策

① 料金に関する事項（料金改定等）

② その他（附帯事業、資産の有効活用等）

インターネットの医師専用の求人サイトへの求人広告の掲示、斡旋業者への依頼を郡上市民病院は内科医師人数2名を、白鳥病院においては3名を確保するまで継続予定（郡上市民病院は今年度8月に1名確保済み、白鳥病院は内科医師1名10月に確保済み）。また郡上市民病院は産婦人科常勤医師1名の今年度中の派遣を岐阜大学医学部へ依頼中。これらにより、平成20年以降病床利用率90%及び1日平均外来患者数465名を予定し、1年間の医業収益において、2,400,000千円台の水準を維持する。また白鳥病院は病床利用率75%、平均外来患者数285名を維持する。

(2) 経費削減

① 人件費に関する事項

医療法の改正による看護配置基準の変更による看護師の人員変更等特殊事情及び、医師の増員以外においては、現在の人員数の維持に努める。

② その他（施設の省力化、資本投下の抑制等）

平成20年度以降の医療機器等の購入については、収支計画では郡上市民病院では50,000千円、白鳥病院では15,000千円としているが、これに囚われず、可能な限り新規購入を抑え、資本投下を抑制する。

(3) その他

① サービス向上に関する事項

常勤医師確保につとめ、入院外来共に安定した医療の供給を目指す。
接遇研修の毎年実施
患者満足度調査の継続

② 民間的経営手法等の導入に関する事項 （アウトソーシング、業務の見直し（民間譲渡等））

各種外部委託の包括的入札の検討

③ 他会計からの支援に関する事項

介護サービス事業特別会計からの繰入（白鳥）

④ その他

なし